添付資料24

国金を開発的語システム





本文表示

「検索結果一覧画面」」 (前会議録) (次会議録)

(検索条件入力画面)

[001/001] 121 - 衆 - 法務委員会 - 3号 平成03年09月06日

会議録(冊子)画像

発言者: 前 次 239 /332

検索語: 前 次

○清水(湛)政府委員 旧法は二条で廃止されるわけでございますけれど も、五条、六条、七条等の規定におきまして、例えば「その借地権の目的で ある土地の上の建物の朽廃による消滅に関しては、なお従前の例によ る。」あるいは六条で「この法律の施行前に設定された借地権に係る契約 の更新に関しては、なお従前の例による。」同じような規定が第七条にある わけでございますけれども、その「従前の例による。」という限度において旧り 法の規定が、生き返るという表現をするのが適当かどうか問題でございま すけれども、なお効力を有する規定として適用される、こういうふうに私ども は解釈しているわけでございます。

そこで、例えば正当事由についてのお尋ねでございますが、この六条で 「この法律の施行前に設定された借地権に係る契約の更新に関しては、な お従前の例による。」ということでございますので、更新に関するものとして は、更新するかどうかの事由の問題、つまり正当事由の問題、それから更 新後の存続期間が何年になるかという問題、そういう問題については旧法 の規定によって処理いたします、こういうことになります。

そこでさらに、今度は旧法の規定についての判例の効力はどうなるのかと いうことでございますが、旧法の規定が適用されるということになりますと、 それはそれについての判例も当然そのままの形で意味を持つ、こういうふう に考えているわけでございます。